

第1号様式 (第1条関係)

自動車の使用に関する契約届出書

次のとおり自動車の使用に関する契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

高野町選挙管理委員会委員長 前 知子様

年 月 日執行高野町議会議員一般選挙  
候補者



記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
	電話		円	
	電話		円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ		電話		円	
		電話		円	
燃料代		電話		円	
		電話		円	
運転手の雇用		電話		円	
		電話		円	

備考

- (1) この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- (3) 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

確認番号 \_\_\_\_\_

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

高野町選挙管理委員会委員長 前 知子 様

年 月 日執行高野町議会議員一般選挙  
候補者 ㊟

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額  円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃 料 代 計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備考

- (1) この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から高野町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- (4) 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

第4号様式 (第4条関係)

自動車使用証明書

(自動車)

次のとおり自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行高野町議会議員一般選挙

候補者



記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○) をしてください。	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 の場合	2 左に掲げる場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又 は名称及び住所並びに 法人にあってはその代 表者の氏名			
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
		円	
		円	
		円	

備考

- (1) この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- (2) 運送事業者等が高野町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- (3) この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、高野町に支払を請求することはできません。
- (4) 公費負担の限度額は、自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 

① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
② ①以外の場合	16,100円
- (5) 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- (6) 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の自動車を使用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- (7) (5)の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び(6)の場合には候補者の指定した自動車以外の自動車については、高野町に支払を請求することはできません。

第4号様式 (第4条関係)

自動車使用証明書

(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行高野町議会議員一般選挙

候補者



記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		1	円	
		1	円	
		1	円	
		1	円	
		1	円	
		1	円	
		1	円	

備考

- (1) この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- (2) 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- (3) 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- (4) 燃料供給業者が高野町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- (5) この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、高野町に支払を請求することはできません。
- (6) 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

自動車使用証明書  
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行高野町議会議員一般選挙  
候補者 印

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

備考

- (1) この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- (2) 運転手が高野町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- (3) この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は高野町に支払を請求することはできません。
- (4) 公費負担の限度額は、自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- (5) 同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- (6) 候補者の指定した運転手以外の運転手は、高野町に支払を請求することはできません。

第6号様式 (第5条関係)

請 求 書  
(自動車の使用)

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

高野町長 平野 嘉也 様

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

印

電話番号

記

1 請求金額							円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり						
3 選挙の種類	年 月 日執行高野町議会議員一般選挙						
4 候補者の氏名							
5 支払方法	1	2	振 込	先	口座名義人	種目	口座番号
	窓 口 払	振 込	信用金庫 銀 行 農 協	店		当座 普通	

備考

- (1) この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、高野町に支払を請求することはできません。
- (3) 燃料代の請求は、契約届出書に記載された自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- (4) この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

第6号様式(第5条関係)

(別紙1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
	円	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第6号様式(第5条関係)

(別紙2の1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
	円	16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。



第6号様式 (第5条関係)

(別紙2の2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受 けた自動車の自 動車登録番号又 は車両番号	販売単価 (a)	販 売 量 (b)	販売金額 (a) × (b)	備考
		円	1		
		円	1		
		円	1		
		円	1		
		円	1		
		円	1		
		円	1		
		円	1		
		円	1		
		円	1		
計				(ア) 円	
確 認 書 に 記 載 さ れ た 額 の 合 計				(イ) 円	
請 求 金 額				円	

備考

- (1) 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- (2) 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- (3) 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「販売単価 (a)」欄、「販売量 (b)」欄及び「販売金額 (a) × (b)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第6号様式(第5条関係)

(別紙2の3)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、雇用された日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。